

第1章 国際競技会及び 日本国内競技会と出場資格

第1条 規則が適用される国際競技会

1. 国際競技会は以下に示すとおりである。
 - (a) i ワールド・アスレティック・シリーズ (WAS) に含まれる競技会。
 - ii オリンピック大会の陸上競技プログラム。
 - (b) WAが独占的な管理を行っていない、地域、区域またはグループ競技大会の陸上競技プログラム。 ||
 - (c) 単一の地域から参加するように制限されていない、区域またはグループの陸上競技選手権大会。
 - (d) 複数の加盟陸連、または地域、またはその組合わせを代表する異なった複数のエリアから来たチームの対抗戦。
 - (e) WAがそのグローバル競技体制の一環として分類し、カウンスルが承認した国際招待大会。 ||
 - (f) 1つの地域陸連が主催した地域選手権、およびその他の地域内競技会。
 - (g) 単一の地域からの参加だけに制限されている陸上競技の区域またはグループの選手権大会。
 - (h) 2以上の加盟団体、または同じ地域の加盟団体の組み合わせを代表するチームの対抗戦。U18およびU20のカテゴリーに属する競技会を除く。
 - (i) 上記の規則第1条1項(e)に規定されるもの以外の国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で5万米ドルを超えるもの、または、種目別で8,000米ドルを超えるものが1種目でも含まれるもの。
 - (j) 上記の規則第1条1項(e)に規定されているのと同様な地域のプログラム。
2. 本規則を以下のように適用する。
 - (a) 参加資格の規則 (第2章)、紛争を管理する規則 (第4章) および競技規則 (第5章) は上記の規則第1条1項に掲げたすべての国際競技会に適用する。WAによって認められた他の国際団 ||

体は自らの権限においてより厳格な参加資格制度を規定してもよい。

- (b) アンチ・ドーピングの規則（第3章）は上記の規則は、IOC または WA が認めたもう1つの国際的な組織がそれぞれの規則に基づきドーピングを実施するオリンピック大会のような場合を除き、第1条1項に掲げたすべての国際競技会に適用し、それらの規則が可能な限り適用される。
- (c) 広告の規則（第8条）は上記の規則第1条1項(a)(i)、(c)、(d)および(e)に掲げたすべての国際競技会に適用する。地域の陸連は、規則第1条1項(f)、(g)、(h)、(i)および(j)に掲げた国際競技会に適用する固有の広告規定を公布できる。
- (d) 第1章の残りの規則（規則第2～7条）は、その適用を個別に制限している場合を除いて、すべての国際競技会に適用される。

第2条 競技会の開催認可

1. WAは、地域陸連と協力して、全世界の競技システムを指導・管理する責任を有する。WAの競技カレンダーとそれぞれの地域の陸連の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその重複が最小になるように調整する。すべての国際競技会は、本第2条に従ってWAまたは1つの地域陸連により認可されなければならない。国際大会を合体または統合してシリーズ／ツアーまたはリーグ戦を行う場合は、かかる活動に必要な規定または契約条件も含め、WAまたは当該地域陸連から許可を受けなければならない。運営は第三者に委託することができる。1つの地域陸連がこれらの規則に準拠して国際競技会を適切に管理できない場合、WAは必要に応じて介入し必要な対策を講じることができる。
2. WAだけがオリンピック大会で陸上競技大会、およびワールド・アスレティック・シリーズに含まれる競技会を組織する権利を有するものとする。
3. WAは奇数年に世界選手権を主催する。
4. 地域陸連は地域の選手権大会を主催する権利を有し、必要とみなすことができれば、そのようなその他の地域間のイベントを

組織できる。

WAの認可を要する競技会

5.(a) 規則第1条1項(b)、(c)、(d)および(e)に掲げたすべての国際競技会はWAの許可が必要である。

(b) 許可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、またはWAが他に定める締め切り日前にWAに対して行う。

地域陸連の認可を要する競技会

6.(a) 規則第1条1項(g)、(h)、(i)および(j)に掲げられたすべての国際競技会に対して、地域陸連の認可証が必要である。国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で25万米ドルを超える場合、または、種目別で2万5000米ドルを超えるものが1種目でも含まれる場合、認可証は、当該地域陸連とWAの間で開催日に関する協議が行われるより前に発行してはならないものとする。

(b) 認可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、または当該の地域陸連が他に定める締め切り日前に適切な地域の陸連に対して行う。

加盟団体が認可した競技会

7. 加盟団体は自国の競技会を認可することができる。また外国人競技者は規則第4条2項および第4条3項の下でかかる競技会に参加することができる。国内競技会に外国人競技者が参加する場合、当該国内競技会に出場する全競技者の出場料、賞金、現金以外の賞品の価値は、総額で5万米ドルを超えてはならず、種目別で8,000米ドルを超える種目があってはならない。WA、開催地の加盟団体、または所属陸連の規則の下で陸上競技への参加資格が認められていない場合、競技者は一切、かかる競技会に参加することができない。

【本規則の国内適用】

日本における陸上競技会及び出場資格

1. 競技会の要件

日本陸上競技連盟（以下、本連盟）が公認する陸上競技会は、つ

ぎの要件をみたすものでなければならない。

- (1) 参加競技者の全員が競技者の資格を有していること。
- (2) 本連盟競技規則によること。
- (3) 本連盟の公認競技場で開催すること。
- (4) 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

2. 競技会役員

前項の競技会における役員は、その競技会前に本連盟競技規則およびその競技会の準備委員会要項とによって委嘱する。

3. 競技会出場資格

本連盟が公認する競技会には、次の各号に該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録会員でない者。
- (2) 本規則第1章及び第2章に反する者。
- (3) 本連盟または加盟団体の資格審査により、資格停止または競技会出場を禁止されている者
- (4) 代表出場資格を欠く者。
- (5) 外国人競技者にあたっては第6項に定める資格を欠く者。

なお、ロード競技においては、登録会員でない者でも参加を認めることができる。

4. 国際競技会の開催

わが国における国際陸上競技会の開催は、本連盟の承認を得なければならない。親善競技会の開催についても同じ。

外国人競技者の競技参加のすべての交渉は、本連盟を通じまたは承認を得て行わなければならない。ただし、日本に6カ月以上居住する者で、第6項に該当する者の競技参加についてはこの限りではない。

5. 国際競技会の参加許可

登録会員が外国で行われる競技会に出場するときは、その所属する本連盟加盟団体を通じて、本連盟の参加許可証と本規則第1章及び第2章によって競技者であることの証明書の発行を申請しなければならない。

ただし、その競技会がおこなわれる国のWA加盟団体によって承認された競技会でなければ、本連盟はその競技会の参加許可証を

発行しない。

6. 外国人競技者の出場資格

外国人競技者は、その者の属する国のWA加盟団体から競技者資格および競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば本連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。

第2条
第3条
第4条

ワールドアスレチックス規則及び国内適用／第1章

国際競技会及び日本国内競技会と出場資格

第3条 国際競技会を実施するための統括規則

1. カウンシルは本規則に準拠して国際競技会を実施し、競技者、競技者代理人、大会組織者および複数の加盟陸連の関係を律する規定を定めることができる。カウンシルはこれらの規定をうまく適合するように変更または修正できる。
2. WAおよび地域陸連は、適用できる規則や規定に確実に準拠しているのを確認するために、WAおよび地域陸連の許可証をそれぞれ必要とする国際競技会に参加する1名以上の代表者を指定できる。

WAまたは地域陸連の要請により、そのような代表者（単数または複数の）は、問題の国際競技会が終わってから30日以内に準拠性に関する報告書を提出する。

第4条 国際競技会で競技するための要件

1. いずれの競技者も下記に該当しなければ、国際競技会に参加することはできない。
 - (a) 加盟団体に所属しているクラブのメンバー。あるいは、
 - (b) 自分自身が加盟団体に所属している。あるいは、
 - (c) そうでなければ加盟団体の規則に従うことに同意している。あるいは、
 - (d) 中立競技者としてその国際競技会に出場する例外的な参加資格がカウンシルより付与され且つ係る参加資格の、カウンシルが定める条件を満たしている。

かつ、

- (e) WAがドーピングコントロールの責任を負う国際競技会（規則第35条7項参照）については、規則、規定および手続きガイ

ドライン（随時修正）によって拘束されること、および WA または加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これらの規則に従い裁定に付託することに合意するという WA の書式で契約書に署名している。

2. 加盟団体は、いかなる競技者またはその加盟団体に所属しているクラブが当該加盟団体の書面による承諾なしに、外国の国またはテリトリー（領土）における陸上競技会に参加できないことを求めることができる。

その場合、競技会を開催する加盟団体はいかなる外国の競技者またはクラブも、その競技者またはクラブに参加資格があり、その国または関係するテリトリー（領土）で競技することが許されていることを証明する許可証がなければ、いかなる競技会にも申し込みをすることを許可してはならない。加盟団体はそのような認可証の要件を WA に通知する。本規則に準拠することを促進させるために、WA はそのような要件を有する加盟団体のリストを WA のウェブサイトに掲載を続ける。本規則は中立競技者には適用されない。

3. もしその加盟団体の規則がそのような認可を求めるならば、いかなる競技者も本来所属している陸連の事前承認なしに、外国への登録をすることはできない。そのときでもその競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その競技者の出生地の陸連の事前承認がなければ、もう1つの国またはテリトリー（領土）における競技会にどんな競技者の申し込みもできない。本規則においてすべての場合、その競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その競技者の本来の陸連に文書で要請しなければならず、本来の陸連はその要請に対する返事を書面で30日以内に出さなければならない。これらのやりとりは両方とも、受領確認ができる方法で行わなければならない。受信を証明する機能を有する電子メールはこの目的の条件を満たしている。その競技者の本来の陸連からの回答が30日以内に届かなければ、承認されたものとみなす。本規則に従い承認を求めた要請に対し、理由を付した否定的な回答があった場

合、競技者または競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その決定に対して WA に提訴することができる。WA は本規則に基づく提訴手続きのガイドラインを発行しなければならない。また、このガイドラインは WA のウェブサイトに掲載しなければならない。

本規則に準拠することを促進するために、WA はそのような要件を有する加盟団体のリストを WA のウェブサイトに掲載を続ける。

注：規則第4条3項は、その年の12月31日現在で18歳以上の競技者に対して適用する。この条項は、ある国またはテリトリー（領土）の市民でない競技者、政治難民、または、中立競技者には適用しない。

第5条 加盟団体代表となるための資格

1. 国別対抗競技会において、各加盟団体はこの第5条に規定された資格要件に同意した競技者によってのみ代表されなければならない。
2. 国別対抗競技会または他の関連する競技会に国または領土を代表して1度も出場したことがない競技者は、下記に掲げるいずれかを満たしていれば、国別対抗競技会において加盟団体の代表者となることができるものとする。
 - (a) 下記の(i)か(ii)によって、加盟団体が代表する国または領土の市民である者。
 - (i) その国または領土で生まれたこと、またはその国または領土で生まれた親または祖父母を持つこと。
 - (ii) その国または領土に少なくとも3年間居住していること。
 - (b) 難民資格または亡命資格、あるいは加盟団体の国内の（場合によっては国またはその領土の宗主国の）居住許可を受けた者。
 - (c) 結婚、3年未満の居住、または第5条2項(a)以外の帰化によるその国または領土の市民である者。ただし下記の全ての条件によって WA が承諾した者。
 - (i) WA への許可申請から3年間の待機期間を経た競技者

(その間に加盟団体を代表して国別対抗競技会または他の関連する競技会に参加してはならない。)

(ii) その国または領土に偽りのない、親密な、信頼性の高い、世間に認められた繋がりを持つことを実証する競技者。

3. 第5条2項により、複数の加盟団体を代表する資格が与えられる場合、国別対抗競技会においてその加盟団体を代表することによって、または他の関連する競技会の陸上競技プログラムにおいてその加盟団体を国や領土を代表して参加することによって、競技者はどの加盟団体を代表するか選択することができる。

4. 国別対抗競技会または他の関連する競技会に国または領土を代表して参加している競技者は、以下の場合を除き、国別対抗競技会において他の加盟団体を代表する資格を与えられてはならない。

(a) 下記の状況において

(i) 加盟団体となっていた国または(場合によっては)領土が他の国に併合され、その結果新しい加盟団体になった場合、即時その新しい加盟団体を代表できる。

(ii) 加盟団体となっていた国または(場合によっては)領土が消滅し、条約の批准によって、または、国際レベルの承認によって、競技者が新しくできた国の市民となり、その後その国が加盟団体となった場合、即時その新しい加盟団体を代表できる。

(iii) 加盟団体となっていた国または領土に、国内オリンピック委員会または他の関連する競技会にチームを派遣する権限を与えられた他の関連する団体がいない場合、競技者は国別対抗競技会においてその領土を代表する加盟団体を代表して参加するためのその競技者の参加資格に影響を及ぼすことなく、他の関連する競技会にその領土の宗主国を代表して参加できる。

(b) また、競技者は下記のような条件によって認められた WA Ⅱ
の承諾があれば、他の加盟団体の代表となることができる。

(i) WAへの許可申請から3年間の待機期間を経た競技者 Ⅱ
(その間に加盟団体を代表して国別対抗競技会または他の

関連する競技会に参加してはならない。)であり、なおかつ、

(ii) その待機期間終了時に下記の全ての証明をできる競技者。

- (a) 20歳以上であること。
- (b) 加盟団体が代表する国の市民または両親の国の市民であること、またはそうなる意思があること。
- (c) その国または領土に偽りのない、親密な、信頼性の高い、世間に認められた繋がり（例えば居住当該地における居住）を持つこと。

5. 原則として、競技者は第5条4項(b)に基づく変更を1回のみ認められる。例外的なケースに限り、WAは競技者に2回目の変更を認めることができるが、もとの加盟団体に戻る場合のみである。

6. 第21条2項(参加資格)の規定により、本規則に基づいて競技する競技者の参加資格は常に、競技者の所属する加盟団体によって保証されるものとする。競技者が第5条に基づく有資格者であることの立証責任は、競技者が所属する加盟団体と競技者本人の側にある。加盟団体はWAに対し、競技者が有資格者であることを示す有効かつ真正な証明書と、必要に応じて競技者の資格を明確に示すその他の証拠書類を提供しなければならない。加盟団体は、競技者が本条に定めている資格を有していることを立証する上で依拠した全ての書類の謄本を提供するものとする。

7. 本規則第5条は中立競技者には適用されない。

8. ごく例外的なケースに限り、WAは、本5条の要求を撤回もしくは変更するための(委員会やパネルに委任することができる)裁量を持つ。

9. 国別対抗競技会における加盟団体代表となる資格に関する規定は、本第5条の実用的な履行を統制しなければならない。

第6条 競技者への支払い

陸上競技は、広く門戸を開放されたスポーツであり、本規則および規定の適用を受けるものの、競技者は、陸上競技会に出場、参

加、競技することに対し、または陸上競技への参加に関連したその他の商業活動に従事することに対しても、現金または適切であればどんな方法であっても、支払いを受けることができる。

第7条 競技者代理人

1. 競技者は、自分の競技プログラムの交渉業務および契約を交わしたその他の事項を競技者代理人に委託することができる。または競技者自身が自らの競技プログラムの交渉をすることができる。
2. 暦年末時点で標準種目の「WA トップ30人」のリストに記載されている競技者は、その翌年に、競技者代理人でない人物との間で、上記の業務にかかわる未公認の競技者代理人との間で業務委託契約を締結したり、かかる契約の期間を延長したりしてはならない。
3. 加盟団体は、合理的に行動し、競技者代理人を公認し承認する責任を負う。各加盟団体は、自国の競技者の代理を務める競技者代理人、加盟団体の国または地域内に事務所を有する競技者代理人、ならびに自国の国民である競技者代理人に対し、管轄権を有するものとする。
4. カウンシルは、加盟団体にかかる責務遂行を支援するために、競技者代理人に関する規定を発行しなくてはならない。さらに、競技者代理人規定で、競技者代理人に関する各加盟団体の規定に盛り込むべき必須要件を提供しなくてはならない。
5. 各加盟団体はその憲章の中に以下の条項を盛り込まなくてはならない。「競技者と競技者代理人とで交わされるすべての契約書は、WA 競技会規則及び競技者代理人規定に合致しなくてはならない」
6. 競技者代理人は、高潔な人格と立派な評判の持ち主でなくてはならない。求めに応じて、代理人の業務を担当するに足る十分な教養と知識を有することを証明するために、当該規定に従って実施する試験に合格しなければならない。
7. 競技者代理人を公認及び承認した各加盟団体は、毎年その一覧をWAに提出しなければならない。またWAは公認競技者代理

人リストを毎年発行するものとする。

8. これら規則や規定に反した競技者および競技者代理人は、本規則および規定により処罰の対象となる。

第8条 国際競技会における広告および展示物

1. 規則第1条1項(a)から(h)に従って開催されるすべての国際競技会で認められる広告および宣伝の性質を持つ展示は、本規則の条件および別途定められる規則に従わなければならない。
2. カウンシルは、広告の形態および本規則に基づき開催される国際競技会において宣伝用またはその他の素材が展示される方法に関する詳細な指針となる規定を随時議決することができる。これらの規定は、少なくとも以下の原則に従わなければならない。
 - (a) 本規則に基づき開催される競技会において許される広告は、商業広告またはチャリティー広告に限る。政治的主張の推進や圧力団体の利益を目的とする広告は、国内的、国際的の如何を問わず、これを禁止する。
 - (b) 大会の趣旨に照らして、品位に欠ける、混乱のもとになる、不快、侮辱的、あるいは不相当とWAが判断する広告は掲出してはならない。テレビカメラが競技会を映すのに部分的にでも妨げになる広告は展示してはならない。すべての広告は、適用される安全上の法令・規則を守らなければならない。
 - (c) たばこ製品の広告は禁止する。アルコール製品の報告も、カウンシルが特別に承認した場合以外禁止する。
3. カウンシルはいつでも本規則による規定を修正することができる。

第2章 参加資格

第20条 有資格競技者の定義

競技者は、本規則に従うことに合意し、資格剥奪を宣言されていなければ、競技する資格がある。

第21条 競技会は資格ある競技者のみに限定

1. 本規則によって行われる競技会は、i 加盟団体の管轄下において、本規則のもとに競技する資格のある競技者及び ii 中立競技者でカウンシルが定めた参加資格の条件を満たす者で、規則および規程（随時修正）によって拘束されること、および WA または加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これらの規則に従い裁定に付託することに合意することを含む WA が合意できる条件（その他条件に加え）で契約書に署名する者だけに限定される。 ||
2. 本規則によるいかなる競技会においても、競技する競技者の参加資格は競技者が所属している加盟団体により保証されなければならない。本規則は中立競技者には適用されない。
3. 加盟団体における参加資格の規則は、WA の参加資格規則に厳格に合致していなければならない、またどの加盟団体も、自分の憲章または規定の中に WA の規則または規定に直接抵触する参加資格規則または規定を採択したり、公布したり、あるいは保持してはならない。もし、WA の参加資格規則と加盟団体の参加資格規則の間に不一致がある場合、WA の参加資格規則を適用しなければならない。 ||

第22条 国際および国内競技会における資格剥奪

1. WA 規則もしくは、地域陸連や加盟団体の国内規則によって行われる競技会に下記の者は参加資格がないとみなされる。 ||
競技者、競技者を支援する関係者またはその他の誰であっても：
(a) WA より資格停止中の陸連に所属している者。かかる加盟団体によって、その域内の市民のために開催される国内競技会には適用しない。 ||

- (b) 所属する加盟団体の管轄下にある競技会への参加を一時的に資格停止されたり、資格剥奪を宣告された者。ただし、そうした資格停止や資格剥奪がWA規則と合致している場合に限る。
- (c) WA規則に基づいて、競技への参加を一時的に資格停止されている者。
- (d) 規則141条またはかかる規定に定める資格要件を満たしていない者。
- (e) 第3章のドーピング防止規則違反の結果として、資格剥奪が宣告された者。
- (f) 倫理委員会規定に基づき、倫理委員会から倫理規程違反による参加停止処分または参加禁止処分を受けた者。
- (g) 本規則第23条に明記する行為により資格停止処分となった者。
- 1A. 規則22.1(a)にかかわらず、申請された際に、カウンスル（あるいはその代表者）は、例外的に一部またはすべての国際競技会の参加資格を、カウンスル（あるいはその代表者）が定義する条件において、WAより資格停止されている加盟団体に属している競技者に付与することができるが、競技者は次のいずれかを、カウンスルが十分納得するよう示さなければならない：
- (a) 陸連の資格停止の事由がクリーンな競技者、フェアプレイ、及び競技の高潔性や信頼性の保護と推進の不履行から何らか起因するものではない場合あるいは
- (b) 陸連の資格停止の事由がクリーンな競技者、フェアプレイ、競技の高潔性や信頼性の保護と推進に十分な制度設置に関する何らかの不履行から起因するものであれば
- i 競技者はその不履行に直接（故意あるなしに関わらず）関与していないこと、* 競技者が該当陸連の国外の他の完全に適切な制度（WADA規範に完全に遵守した薬物検査含む）の対象に十分に長い期間置かれ、競技者の高潔性が客観的に担保されるがゆえに、陸連の不履行自体が競技者に影響しないあるいは競技者に対する疑義をもたらすものではないことに加え ii 特に競技者は、国際競技会における競技相手の競技者と

同様の質の、規則に完全に遵守した競技会内及び競技会外薬物検査の対象にあったあるいは

(c) 競技者が、クリーンな競技者、フェアプレイ、競技の高潔性や信頼性の保護と推進に著しく貢献している。

本規則22.1Aに基づき例外的な参加資格を取得するために、競技者は、該当する国際競技会の重要度が増せば、より確証的証拠を提供しなければならない。

そのような例外的な参加資格が付与された場合、競技者は該当する国際競技会にて資格停止となった陸連を代表してはならず、あくまでも個人の立場で、「中立競技者」として参加するものとする。

※ 本項(1A)の適用についてはガイドライン参照のこと。

2. 規則141条および、かかる規定により資格がないにもかかわらず、いかなる他の懲戒処分も受けることなく、競技に出場した場合、競技者及び一緒に競技したりレーチームは、すべての記録を抹消とし失格となる。このとき、すべてのタイトル、賞、メダル、得点、賞金そして出場料もすべて没収となる。
3. 第3章のドーピング防止規則に違反して資格停止もしくは資格剥奪されている期間中に、WA規則の下か、地域陸連や加盟団体の規則の下かに関係なくいかなる競技会でも、競技者が出場した（もしくは競技者を支援する関係者やその他の者が競技会に参加した）場合、WA規則40条11項の規定が適用される。
4. その他のWA規則違反によって資格停止もしくは資格剥奪されている期間中に、WA規則の下か、地域陸連や加盟団体の規則の下かに関係なくいかなる競技会でも、競技者が出場した（もしくは競技者を支援する関係者やその他の者が競技会に参加した）場合、資格剥奪期間は、それまで経過した資格停止または資格剥奪期間は無視され、最後に参加したときから再開する。

第23条 資格停止処分の対象者

2. 競技者、サポートスタッフ、または他の人物が全行動規範の対象になる場合、AIUは 報告調査起訴規則（非ドーピング）並びにアンチドーピング規則に基づき23条1項の違反で調査並びに

起訴するかどうかを決定しなければならない。そして、懲罰委員会は 懲罰委員会規則並びにアンチドーピング規則に基づき、全ての審理を聴いて決定しなければならない。その決定には資格停止の宣言を含んでも良い。その他の全ての場合、本23条3項から22項を適用する。

3. 23条1項に定められている規則または規定の違反に対する申し立ては、競技者、サポートスタッフ、または他の人物が（23条2項が適用される）全行動規範の対象となる場合、または適切な規則や規定が違反疑惑の手続きを明確にする場合を除き、次の手順で行われなければならない。

(a) その申し立ては書面に要約され、競技者、サポートスタッフ、または他の人物が属する（またはその規則に従うことに同意した）加盟団体に送信され、適時に事件真相の調査に着手しなければならない。

(b) 調査の過程で、申し立てを裏付ける証拠があると加盟団体が判断すれば、加盟団体は関係する競技者、サポートスタッフ、または他の人物に対し、その嫌疑と、決断が下る前に聴聞を受ける権利を即座に通知しなければならない。調査の過程で、関係する競技者、サポートスタッフ、または他の人物に対する嫌疑の証拠が不十分だと加盟団体が判断すれば、加盟団体は WA に対し、手続きを進めないとする事実と、書面での理由を即座に通知しなければならない。

(c) この資格規定に基づき懲戒に値する行為が行われたと断定された場合、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物は、通常の場合通告から7日以内に、その嫌疑に対する書面による弁明書の提出を求められる。その期間内にその嫌疑に対する適切な弁明がない場合は、係争の間、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物は、関係する加盟団体により暫定的に資格停止処分となる可能性がある。その暫定的な資格停止処分は、即座に WA に通知されなければならない。加盟団体が暫定的な資格停止処分を行わなかった場合、WA が代わって資格停止処分を課することができる。暫定的資格停止処分を課す決定に対し不服を申し立てることはで